田邉　三好	甲州市塩山中萩原三百五十五番地	
橋本　義次	南巨摩郡富士川町小室三千二百四十七番地	
植原　宣紘	甲府市善光寺一丁目十二番二号	
奥山　武夫	甲州市塩山竹森三千二百七十四番地	
近藤　綱義	南巨摩郡南部町内船一万二千七十七番地	
佐藤　忠敬	甲府市飯田三丁目九番十四号	
深山　英機	笛吹市一宮町国分九百五十四番地	
大坪　章	甲斐市亀沢六千九百四十九番地二十五	
藤原　澄夫	甲斐市大下条六百五十五番地一	
松井　俊臣	南巨摩郡身延町瀬戸百五十五番地一	
窪田　道也	甲斐市中下条千百七十七番地	
岩間　英雄	甲府市丸の内二丁目三十二番六号	
浅川　宏雄	甲斐市西八幡千二百十番地一	
瀬田　實	甲府市東光寺一丁目三番二十七号	
保坂　智子	甲府市緑が丘一丁目十八番十七号	
依田　道彦	山梨市下井尻三百四十九番地	
北浦　佐都子	甲府市朝気三丁目十七番二十七号	
水上　秀克	笛吹市一宮町塩田七百四十七番地	
渡邊　和夫	甲州市塩山上於曽千百三十八番地一	
清水　祝子	南アルプス市六科千五百五十八番地	
清水　天	甲府市徳行一丁目一番二十号	
長澤　俊博	韮崎市穴山町四千七十七番地	
西野　義久	中央市山之神二千三百八十九番地一	
野口　富美子	甲府市東光寺三丁目三番十七号	
花輪　幹夫	中央市東花輪六百七十三番地三	
依田　竹雄	甲府市上阿原町八百九十一番地十五	

団体

功績分野	団体名	所在地
環境	特定非営利活動法人スペースふう	南巨摩郡富士川町天神中條百七十七番地

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第十一―一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取り扱いを次のとおり制限する。

平成二十二年十一月二十五日

山梨県内水面漁場管理委員会
会長　平山　公明

一　指示内容

1　放流の制限

本県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する目的でする場合は、この限りでない。

2　持ち出しの制限

本県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する目的でする場合は、この限りでない。

二　指示の区域

山梨県内の公共用水面

三　指示の期間

平成二十二年十一月十七日から平成二十三年十一月十六日まで